

地域で取り組む担い手育て事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域で取り組む担い手育て事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、滋賀の地場産業※¹や伝統的工芸品※²の関係人口を広げることがを目的に地域団体等が行う地場産業や伝統的工芸品の魅力発信につながる取組に要する経費に対し、補助金を交付するものとする。

※¹「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」第2条第3項第1号に該当する地場産品

条例第2条第3項第1号に該当する地場産品（いわゆる地場産業）

信楽焼、甲賀・日野製薬、湖東麻織物、彦根バルブ、彦根仏壇、彦根ファンデーション、浜ちりめん、高島綿織物、高島扇骨

※²「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」第2条第3項第2号に該当する地場産品

条例第2条第3項第2号に該当する地場産品（いわゆる伝統的工芸品）

近江上布、網織紬、秦荘紬、綴錦、正藍染、手織真田紐、草木染手組組紐、近江刺繍、彦根繻、楽器糸、鼻緒、特殊生糸、押絵細工、近江真綿、輪奈ピロード、信楽焼、膳所焼、近江下田焼、(再興)湖東焼、提灯、ろくろ工芸品、木製桶樽、高島扇骨、上丹生木彫、八幡丸竹工芸品、木珠(高級木製数珠玉)、彦根仏壇、浜仏壇、鋳金具、近江雁皮紙、雲平筆、和ろうそく、太鼓、大津絵、長村梵鐘、小幡人形、愛知川びん細工手まり、いぶし鬼瓦、神輿、江州よしすだれ

(補助の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は所在地が滋賀県内にある団体とする。

(補助金の対象となる取組)

第4条 補助金の交付の対象となる取組（以下、「補助事業」という。）は、滋賀の地場産業や伝統的工芸品の魅力発信や知名度向上につながり、かつ、広く一般に公開されるもので新規性のある取組とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費の区分、補助率および補助限度額は次のとおりとする。

補助対象経費の区分	内訳(例)	補助率
賃金	事務整理等賃金、会場整理等賃金等 ※臨時に雇用する場合に限る ※申請者自身・団体構成員への支払は対象外経費とする	補助率： 2/3以内 補助限度額： 100千円
諸謝金	講師謝礼、指導謝金等	
旅費	国内交通費、宿泊費等 ※事業の遂行に直接必要な移動・宿泊に限る	
賃借料	会場使用料(付帯整備費を含む)、作品借料等 ※事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース・レンタル料、施設使用料に限る	
消耗品費	消耗品購入費(マスク・消毒液等購入費)、作品保険料等 ※税抜き10万円未満のものに限る ※汎用性があり、事業終了後も引き続き財産として利用できる物品は対象外とする。 (例)パソコン、タブレット端末、スマートフォン、セキュリティソフト、空気清浄機等	
通信運搬費	作品等運搬費、郵送料等 ※事業の遂行に直接必要な機材等の運搬経費に限る	
雑役務費	デザイン料、広告宣伝費、立て看板費、会場設営費、印刷製本費、コピー代金等 ※自身で行うには不可能な専門的・技術的業務のみ第三者に外注できることとする	
負担金	イベント等の参加に係る経費	

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から国および市町等の補助金を減じた額に補助率を乗じて得た額、および補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による交付申請書(様式1)を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条により提出された交付申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、第5条に規定する補助対象経費のうち必要

かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において規則第4条に規定する補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による審査後の交付決定を速やかに通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号については補助金変更承認申請書（様式2）、第2号においては廃止（中止）承認申請書（様式3）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。）

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき

2 知事は、前項の規定による変更等の承認を、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または前条の規定による廃止の承認を受けたときから10日を経過した日または会計年度終了後10日を経過した日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式4）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出を受け付けた日から30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(検査等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告または必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金に係る経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第15条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく補助事業の変更等の申請、第11条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付則

この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。